

短期入所療養介護 利用料金表について (1日分)

(ショートステイ)

施設利用料は負担割合証に定められた割合を乗じた金額が自己負担となります。

施設利用料は要介護度により料金が異なります。

介護保健施設サービス費+加算+諸経費+その他の費用 の合計をお支払い頂きます。

短期入所療養介護費 (多床室)

基本サービス	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
短期入所療養介護費 (I) (iii) 多床室 (基本型)	827 単位	876 単位	939 単位	991 単位	1045 単位
短期入所療養介護費 (I) (iv) 多床室 (在宅強化型)	875 単位	951 単位	1014 単位	1071 単位	1129 単位
短期入所療養介護費 (IV) (ii) 多床室 (その他型)	811 単位	860 単位	920 単位	971 単位	1024 単位

短期入所療養介護費 (個室)

基本サービス	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
短期入所療養介護費 (I) (i) 個室 (基本型)	752 単位	799 単位	861 単位	914 単位	966 単位
短期入所療養介護費 (I) (ii) 個室 (在宅強化型)	794 単位	867 単位	930 単位	988 単位	1044 単位
短期入所療養介護費 (IV) (i) 個室 (その他型)	737 単位	782 単位	845 単位	897 単位	948 単位

加算

項目	保険点数 単位	内容
夜勤職員配置加算	24 単位/日	夜勤職員を手厚く配置している場合
個別リハビリテーション実施加算	240 単位/日	医師又は医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士等が個別にリハビリテーションを行った場合
認知症ケア加算 (認知症専門棟へ入所の方のみ)	76 単位/日	認知症専門棟において認知症に対応した処遇を受けることが適当と医師が認めた者に対してサービスを行なった場合
若年性認知症入所者受入加算	120 単位/日	若年性認知症と診断された者が入所した場合
在宅復帰 ・在宅療養支援機能加算 I	34 単位/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上であること。 地域貢献活動を行なっていること。 介護保険サービス費の基本型を算定していること。
在宅復帰 ・在宅療養支援機能加算 II	46 単位/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上であること。 地域貢献活動を行なっていること。 介護保険サービス費の在宅強化型を算定していること。
療養食加算	8 単位/1食	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合
重度療養管理加算	120 単位/回	厚生労働大臣が定める状態にある利用者 (常時頻回の喀痰吸引、ストーマ処置、経腸栄養、褥瘡処置、気管切開が行なわれている者等) に対して、計画的な医学的管理、療養上必要な処置を行なった場合 (要介護4・5の利用者に限る)
緊急時治療管理	518 単位/日	入所者の病状が重篤になり応急的な治療管理をした場合
特定治療費	医科診療報酬により算定されます。	やむを得ない事情により行なわれるリハビリ、処置、手術などについて
認知症専門ケア加算	3 単位/日 4 単位/日	(I) 専門的な認知症ケアを行なった場合 (II) 専門的な認知症ケアを行ない、研修・計画等の基準を満たしている場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位/日	認知症の周辺症状により在宅生活困難となり、緊急的に入所した場合 (7日を限度)
緊急短期入所受入加算	90 単位/回	居宅サービス計画において計画的に行なうこととなっていない短期入所を緊急的に行なった場合
総合医学管理加算	275 単位/日	治療管理を目的とし、厚生労働省の定める基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行なうこととなっていない短期入所療養介護を行った場合

サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) (Ⅱ)、(Ⅲ)のいずれかを算定する	22 単位/日	(Ⅰ) 介護職員の総数のうち介護福祉士が80%以上または勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の場合
	18 単位/日	(Ⅱ) 介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上の場合
	6 単位/日	(Ⅲ) 介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上または常勤職員が75%以上、または勤続7年以上の者が30%以上の場合
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	総単位数の3.9%	介護職員の処遇改善の為に計画を策定し適切な措置を講じている場合
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	総単位数の2.1%	介護職員等の資質の向上、労働環境・処遇改善計画を策定し処遇改善の為に適切な措置を講じている場合

※地域区分 7級地：1単位＝10.14円

諸経費 (全額自己負担) (非課税)

項目	利用者負担分	内 容		
食費	1840 円/3食	朝食630円	昼食530円	夕食680円
居住費 個室	1670 円	1日につき		
多床室	380 円	1日につき		

※朝食は前日の18時、昼食は当日の10時、夕食は当日の16時までにキャンセルのご連絡をいただかない場合、食費を請求させていただきます。

※ 食費及び居住費について、利用者ご本人の属する世帯全員が市町村民税非課税の場合、介護保険負担限度額認定を受けられる事があります。負担限度額認定証の提示により下記の料金となります。詳しくは支援相談員までご相談ください。

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階	
食費	300 円/日	600 円/日	①1000円/日	②1300円/日
居住費 個室	490 円/日	490 円/日	1310 円/日	
多床室	0 円/日	370 円/日	370 円/日	

※ 各種サービスのご利用に対し、その介護保険負担分が著しく高額である時は高額介護サービス費が支給されます。詳しくは支援相談員までご相談ください。

その他の利用料 (全額自己負担)

利用者個人がサービスをご希望された場合にお支払いいただきます。

項目	利用者負担分	内 容
日用品費	200 円 (非課税)	ボックスティッシュ、石鹸、ボディソープ、シャンプー、剃刀、おしぼり、ウェットティッシュ、歯ブラシ、マスク、入れ歯洗浄剤等
教養娯楽費	150 円 (非課税)	クラブ・レクリエーション時に使用する資材、備品等
理美容料	1500 円 (非課税)	1回につき
おやつ代	100 円 (税込)	ご希望の場合は15時に提供させていただきます
個室料	300 円 (税込)	1日につき
電気料	50 円 (税込)	1日1台につき ※携帯電話等の充電はサービスステーション又は事務所にて50円/回で承ります
私物洗濯代	800 円 (税込)	1ネットにつき
その他	実費	診断書等の文書、インフルエンザ等の予防接種の費用